

# 確定申告が始まります

詳しい相談日程は広報1月号をご覧ください。

## ■相談期間：2月16日(金)～3月15日(金)(土・日を除く)

※3月1日、8日(金)の受付はありません。

※2月23日(金)は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。

予約は、2月15日(木)までに町民課税務係までご連絡ください。

## ■受付時間：【午前の部】9：00～11：00

【午後の部】13：30～16：00(2月23日(金)は15：00まで)

※当日の混雑状況により、受付時間中でも受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いいたします。

## ▶問合せ 町民課税務係 ☎ 2 1 1 2

## 税務署からのお知らせ

### ■税務署における確定申告受付

佐原税務署の申告書作成会場の開設期間は、2月16日(金)～3月15日(金)です。会場の混雑を回避するため「入場整理券」を配布しており、発券状況により受付を早く締切る場合があります。「入場整理券」は、LINEアプリによるオンライン事前発行のほか、当日会場でも入手できます。

作成会場：佐原税務署1階大会議室

受付時間：午前8時30分～午後4時（相談時間 午前9時～午後5時）



LINE国税庁公式アカウント

### ■確定申告はご自宅で

申告書の作成・提出は自宅等から「e-Tax」で行えます。国税庁では、特に、スマートフォンでの確定申告書の作成・提出をおすすめしております。スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、いつでもどこでも「e-Tax」による申告ができます。

なお、申告には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。

### ■申告を含め国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」をご利用ください

国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901<sup>ヨクゼイ</sup> 受付時間 平日8:30～17:00

## ▶問合せ 佐原税務署 ☎ 1 3 3 1



## 不動産の相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、不動産の相続登記の申請が義務化されます。義務化後は、相続によって所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。この相続登記の申請義務は、すでに所有者が亡くなったにもかかわらず、相続登記の申請をしていない場合にも適用されます。また、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料が適用される場合があります。

詳細につきましては、最寄りの法務局へお尋ねいただくか、法務省のホームページをご覧ください。この機会に、「あなたと家族をつなぐ相続登記」を行いましょ。

## ▶問合せ 千葉地方法務局香取支局 ☎ 3 3 9 1（音声案内2）

ホームページ

